

【ポスター発表】

## 発達に偏りがある里子の不適応行動と措置解除について — 里子の受託・養育・措置解除における里親へのインタビュー調査より —

○ 浦安市訪問相談員 中村 容子 (8526)

山藤 宏子 (早稲田大学人間科学研究科・8525)、川名はつ子 (早稲田大学人間科学学術院・3503)

キーワード：里親支援・発達の偏り・被虐待児

### 1. 研究目的

要保護児童の措置理由のうち、児童虐待によるものは1977年8.2%、1987年10.4%、1998年19.2%、2008年には33.1% (10,477人)と増え続けており、里親に委託される児童も31.1%が虐待の経験をもつと報告されている (厚生労働省2015)。里親委託時の里子の発達の側面を見ると、発達等の障害がある児童が20.6%となっており、グレーゾーンの子どもを合算すると、里子として措置される時には被虐待の経験があったり、発達の偏りをもつ児童が数多く存在すると推測できる。里親たちが里子を受託する際には、単に子育てを担うだけでなく、こうした難しいケースの子どものケアが含まれる確率が高く、里親たちにとって大きな負担となると考えられる。

筆者らは早稲田大学里親研究会で里親子の支援のための研究を行ってきたが、里親が訴える問題の一つに里子の家庭での日常生活や学校の集団生活のなかでの不適応行動が挙げられた。里親が里子の特性を理解できず、里子の行動上の問題に対して里親家庭内で苦悩を抱える場面や、学校側から里子へ適切な支援や配慮が行なわれないまま学校生活での不適応を重ねる経験は、「措置解除・変更」へ至る一因となっていると考えられる。そこで筆者らは、里子の発達の偏りに起因すると推測される行動上の問題に着目し調査した。

### 2. 研究の視点および方法

今回の研究では、8家庭の里親へのインタビューで得た情報より、里親が感じている問題点が的確であるかを検討した。その上で、里子の発達の偏りによると推測される行動上のエピソードに着目した。本研究の対象は、都内近県に登録している里親で、里子の措置解除をされた経験がある8つの養育家庭に対し、2012年8月から2014年3月の間に半構造化面接調査を行なった。インタビューの音声データから逐語録を作成し、KJ法を用いて分析した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は早稲田大学倫理委員会の審査 (承認番号：2012-088) を経て、調査対象者には里親・里子の匿名性は守られることを説明し、調査対象者の心理的負担にも十分に配慮して実施した。

#### 4. 研究結果

インタビュー調査を行なった8家庭、11名の里子のうち委託前に診断されていた児童は2名であり、1名が知的障害、1名が自閉症スペクトラム障害であった。養育中に診断された児童、里親のエピソードから何らかの発達の偏りがあると推測された児童が6名であった。また11名中8名については、受託時、養育中に里子が被虐待児であったことを里親が認識していた。

中学での挫折体験から不良仲間に入り補導され、里親家庭へ戻っても再犯の恐れがあると判断され措置変更となったAくんは、里子がADHD傾向であり知的にも遅れがあることによる挫折であったと考えられる。学校生活でのトラブルで里親が精神的に追い詰められ、学校や他児の保護者とのやりとりに苦悩し措置解除となったBくんは、ADHDの衝動性によるトラブルと、里子の情動の表出の欠如を示すエピソードが語られ、反応性アタッチメント障害が推測された。学習面のつまづきを家庭内学習していたCさんは算数障害があり、家庭での取り組みや、里親家庭内の実子とコミュニケーションがうまくとれなかったことが語られた。度重なる非行や実子とのトラブルにより里親から措置解除を申し入れたDくんの行動は、被虐待児であったための行動上の問題であったことが想起された。

#### 5. 考察

発達に偏りがある里子が里親家庭や学校においてどのようなトラブルを抱え、里親や児童相談所職員などの里子の支援者や専門家がどのような対応をしていたかに焦点を絞った。措置解除に至るまでの過程は里親子にとって肉体的、精神的に限界近くまで耐えながらの生活であり、里親は別れと喪失感に加えて自らの養育力に対する自信の喪失と、平穏な生活に戻ったことに安心している自己に対しての嫌悪、里子に対しての謝罪の念など複雑な感情が生成されており、「里親」となった自己を否定しかねない状況であることが語りから分析された。

学校現場においては、里子の行動上の問題を理解した上で本人が適応できる環境を整える形が望ましいと考えられた。また里子の進級時に情報をつないでいくことも有益であると考えられる。杉山(2007)によると虐待を受けた子どもは多動性行動障害を示すことが多く虐待による多動なのか、もともとのADHDなのかという鑑別はほとんど不可能であるという。被虐待児である可能性が高い里子を医療機関へ繋ぐことが必要であろう。したがって、児童相談所に里子の学校生活に関する相談が持ち込まれた場合、学校教育相談機関や医療機関と連携することが望まれる。医療機関では被虐待児に見られるフラッシュバックへの対応や、発達障害児への行動療法、薬物療法などの治療が行われている。

里親自身への支援として、発達に偏りのある里子がどのような過去を経験してきたのかを十分に理解し、子どもへの接し方、環境整備や年齢ごとの課題等を学べる研修を実施することが望まれる。